

出願人名義変更届（譲渡人）

出願中に譲渡、贈与等により特許を受ける権利を移転し、出願人の名義を変える必要が起きた場合、譲渡人又は譲渡人代理人が提出する出願人名義変更届の作成方法です。

<特許法施行規則様式第18>

説明1 記録項目の概要

出願人名義変更届に記録すべき主な項目の概要は、次のとおりです。

必須	【書類名】	出願人名義変更届
任意	【提出日】	平成25年 4月 1日
必須	【あて先】	特許庁長官殿
必須	【事件の表示】	
条件必須	【出願番号】	特願2012-499999
必須	【承継人】	
条件必須	【識別番号】	300000001
条件必須	【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-3
必須	【氏名又は名称】	特許株式会社
必須	【譲渡人】	
条件必須	【識別番号】	300000002
条件必須	【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-5
必須	【氏名又は名称】	譲渡株式会社
任意	【譲渡人代理人】	
条件必須	【識別番号】	100000002
条件必須	【住所又は居所】	東京都千代田区霞が関3-3-4
任意	【弁理士】	
必須	【氏名又は名称】	代理二郎
任意	【電話番号】	03-3123-4567
任意	【ファクシミリ番号】	03-3123-4568
必須	【手数料の表示】	
条件必須	【予納台帳番号】	123456
条件必須	【納付金額】	4200
任意	【提出物件の目録】	
条件必須	【物件名】	権利の承継を証明する書面 1
条件必須	【援用の表示】	特願2012-499998の出願人名義変更届に添付のものを援用する。
条件必須	【物件名】	委任状 1
条件必須	【援用の表示】	特願2012-499998の出願人名義変更届に添付のものを援用する。

説明2 記録項目及び記録内容の注意点

- オンライン手続における書類作成上の注意点は、『電子出願の規約』の「[HTMLの規定](#)」、「[文字の制限](#)」及び「[イメージファイルの規定](#)」を参照してください。
- 譲渡人による届出をするときは「権利の承継を証明する書面」には、譲渡人・譲受人両者が記名し、印を押さなければなりません。